

4年以内に排出量を9割削減

関係閣僚会議で対策推進基本指針を策定

廃棄物の焼却施設などから排出されるダイオキシンの問題が、私たち国民の間で不安視されています。国では、国民の健康を守り、環境を保全するために、「ダイオキシン対策推進基本指針」を定めました。まだ完全に解明されていないダイオキシンの実態を明らかにし、その抑制を図っていくために、国ではどのような対策をとっていくのか、環境庁の岡田康彦・企画調整局長に話を聞きました。

環境庁企画調整局長

岡田 康彦

インタビュアー

櫻井 ゆかり

ダイオキシン対策を進める 八本の柱と三十五の緊急策

櫻井 三月三十日に、ダイオキシン対策関係閣僚会議において「ダイオキシン対策推進基本指針」が策定されましたが、その概要をお聞かせいただけますか。

岡田 ダイオキシン問題は、将来にわたって国民の健康を守り、環境を保全するという点で非常に大事な問題です。そこで内閣を挙げて取り組むことになり、このたびダイオキシン対策関係閣僚会議で「ダイオキシン対策推進基本指針」を定めただけです。中身は、まず「基本的な考え方」がありまして、そこでは、今後四年以内に全国のダイオキシン類の排出量を、平成九年に比べて約九割削減することを大きな柱としています。

櫻井 九割の削減というのは大変なことです。

岡田 そうですね。次に、「緊急に講ずべきダイオキシン対策」として、八本の柱を立てました。

一番目は、「耐容一日摂取量(TDI)の見直しを始め、各種基準などをつくる。



櫻井さん この問題では、危険性を正確に伝えるリスク・コミュニケーションが大切ですね



国民に対して、分かりやすい形で情報の公開に努めることも私たちの仕事です 岡田局長

二番目がダイオキシン類の排出削減対策等の推進。三番目がダイオキシン類に関する検査体制の整備。四番目が健康及び環境への影響の実態把握。五番目が調査研究及び技術開発の推進。六番目が廃棄物処理及び

リサイクル対策の推進。七番目が国民への的確な情報提供と情報公開。八番目に国際貢献。こういう柱を立てまして、その柱ごとに、緊急に講ずべきダイオキシン対策として、合計三十五項目を掲げています。

期限を明示して 実効ある施策を推進

櫻井 「ダイオキシン類」とおっしゃいましたが、ダイオキシンの種類はどのくらいあるのですか。

岡田 二百十種類あります。それらをまとめて「ダイオキシン類」と言っています。さらに、最近では「PCB」の中でダイオキシン類に似た毒性を持つ「コプラナーPCB」なども一緒に考えるべきだという議論もあります。

いま、発生源ごとにどのくらい排出されているかというインベントリー調査を行っています。平成九年五月にまとめられた環境庁の検討会の報告書をもとに言いますと、日本全体で五千数百グラムぐらい排出されているものと見ています。

櫻井 それを今後四年以内に、九割削減するということですね。

岡田 はい。ダイオキシンについて、一番取り組まなければならない対策は、これから新たに出るものをいかに減らすかということなのです。そこで、今後排出される量を九割削減していこうとしているわけです。

櫻井 これまでも関係省庁において様々な施策がとられてきたと思いますが、今回策定されたダイオキシン対策推進基本指針の特徴は、どんなところにあるのでしょうか。
岡田 まず、関係省庁が一体となって、連携を強化して取り組んだということです。もう一つは、できるだけ期限を明示して、いつまでに実効ある施策を推進するかを明らかにしている点です。

具体的に言いますと、先ほど申し上げたように、今後四年以内に平成九年に比べて約九割削減するとか、三か月以内にダイオキシン類のTDIの見直しをする。それから、今年の六月までに排出目録 インベントリーを作成する。TDIの見直し後、六か月程度を目途に、大気環境指針の見直しをする。あるいは、廃棄物の減量化の目標量を半年以内に設定する。

こういった形で、期限を明示しながら取組を推進していくことにしています。

櫻井 しかも、期限が三か月とか六か月とか、短期間になっていますね。

岡田 はい。関係省庁がいかに真剣に取り組んでいこうとしているかをお汲み取りいただければありがたいと思います。

国と地方とで連絡会議を 設けて情報交換

櫻井 基本指針が策定される前は、関係省庁間でどのように連携してダイオキシン対策が行われてきたのですか。

岡田 平成九年度から既に環境庁、厚生省、労働省、農林水産省が連携し、学識経験者にも参加いただいて「ダイオキシン類総合調査検討会」を設けていました。そこでは毎年、関係省庁が行うダイオキシン類の調査方法や計画について、どこがどう分担するかも含めて、総合的な観点からご指導いただきながら進めてきたわけです。

もう一つは、地方公共団体とも大いに関係するものですから、環境庁と厚生省が協同して「全国ダイオキシン類調査連絡会議」を設けて、国と地方の間の連絡調整とか情報交換を行ってきました。

さらに、平成十年十一月に、内閣官房の内

閣内政審議室長と、環境庁、厚生省、農林水産省、通商産業省、労働省の五省庁の局長とで構成される「ダイオキシン等対策関係省庁会議」を設置して、ダイオキシン問題に関する関係省庁の連携を強化してきました。これまでも、関係省庁の連携の取組には、こういった歴史の積み重ねがあるわけです。

櫻井 平成九年度からについてお話しただきましたが、それ以前はどのような取組がなされてきたのでしょうか。

岡田 環境中におけるダイオキシンの濃度などの調査は、割合古くからやっているんです。昭和五十八年に、現在、高知大学の学長をされている、当時愛媛大学の立川涼教授が、ごみ焼却施設の飛灰からダイオキシンを初めて検出して公表されました。そこで、環境庁は昭和六十年から、底質と生物を対象に、ダイオキシンの濃度の測定を開始しました。六十一年からは、ダイオキシン類について大気環境のモニタリングを実施してきています。その後、紙パルプ工場で製紙のために漂白剤を使うことから、



岡田 康彦 環境庁企画調整局長

おかだ やすひこ/昭和18年生まれ。愛知県出身。41年大蔵省入省。横浜税関長、大臣官房審議官、証券取引等監視委員会事務局長、環境庁長官官房長を経て、平成10年1月から現職。

排水にダイオキシンが出ている問題がありまして、平成三年二月に、環境庁、厚生省、水産庁、通商産業省が連携して、全国六十カ所の紙パルプ工場のダイオキシン緊急調査を実施しています。同じ年の十一月、その結果に基づいて、ダイオキシン削減の対策方針を取りまとめまして、平成四年三月には、関係団体などに対策の推進を要請しました。そこで、紙パルプ業界が自主的な取組を始めたわけです。この結果、平成七年度の調査では、紙パルプ工場の排水中のダイオキシン濃度は平成二年度に比べて約二割にまで減少しました。

このように、以前から関係省庁と連携した取組は行ってきましたが、政府一体で取



り組んでいくことになったのは、比較的最近の話なのです。

廃棄物焼却施設の 監視を強化

櫻井 先ほどから、今後四年以内にダイオキシン類の排出総量を九割削減するというお話が出ておりますが、具体的にどのような対策を講じる予定なのでしょう。

岡田 大きく分けて二つあります。一つは、発生源ごとに排出を抑制すること。もう一つは、ごみの分別、リサイクルなど、ごみの減量化を通じてダイオキシン類の排出そのものを減らしていくことです。

一つ目の排出抑制対策は、何といたっても主たる発生源の廃棄物焼却施設の問題です。これは平成九年十二月から規制措置を講じていますが、更に監視を強化するとか、不法な廃棄物焼却の取締りなどを徹底するということを、今回の指針でもうたっているわけです。また、未規制の発生源もまだあります。これらの排出実態などを調べて、その知見を踏まえた上で排出削減対策を実施していくこととしています。

もう一つのごみの減量化のほうは、先ほ

ども触れましたが、半年以内に廃棄物の減量化の目標量を設定して、廃棄物対策を推進することになっていきます。具体的には、3Rと言っていますが、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再利用）を進めていくということです。

科学的知見の集積を図って 環境基準の設定を

櫻井 対策を進めていく上で、目標となる環境基準などの設定が求められると思います。その見直しはいかがでしょうか。

岡田 まず、ダイオキシン対策の基礎となる耐容一日摂取量 TDIを三か月以内に見直しをすることになっています。

櫻井 そうしますと、六月までということですね。

岡田 そういうことですね。これは現在、環境庁と厚生省合同の審議会で、専門家の方の知見をお借りしながら、少しでも早く出していただきたいとお願いをして、検討を進めてもらっています。TDIが出てきますと、それをもとにして、大気質につ

いては、六か月程度を目途に大気環境指針の見直しをします。そして、必要な科学的知見の充実を図って、環境基準を設定していきます。

それから、水質とか底質については、いまも実態把握を行っているのですが、大気より面倒なのは、環境媒体から人の体に至る経路などについて、まだ十分解明できていない点があることです。そうした点について知見の集積を図って、それを踏まえて、環境基準とか指針を設定していくことを検討していきます。

土壌については、緊急に必要とされている対策基準の策定を図っていきます。また、土壌中のダイオキシン類が体内に吸収され



櫻井 ゆかり フリーアナウンサー

さくらい ゆかり/三重県出身。日本航空(株)国際線グランドホステス退職後、国立能楽堂アナウンスを担当。現在は司会、ナレーションなどで幅広く活躍中。

る率などに関して、科学的知見の充実を図って、その結果を踏まえて環境基準の設定を検討することとしています。

櫻井 大気については、環境基準を設定することになっていますが、それ以外は環境基準の設定を検討するということですね。

岡田 そうなんです。大気の場合は、人が呼吸することによってストレートに体内に入ってきますが、底質や土壌にたまっていくダイオキシンを積極的に口にするようなことはないわけです。

しかし、例えば畑仕事などの際、土がついた手で顔の汗をぬぐったりすれば、何がしかは口に入るかもしれません。また、皮膚からも吸収されるのではないかとの話もあります。体内に吸収されるプロセスと量とかは十分分かっていないのです。したがって、知見の充実を図った上で環境基準の設定を検討していこうということになっているわけです。

櫻井 ダイオキシンは、一度体内に入ると、なかなか排出されないそうですが……。

岡田 半減期間が七年半ぐらいといわれています。脂肪に溶けて蓄積されやすいという性質があるようですね。

分析技術の向上を図り 信頼性の高いデータを確保

櫻井 ダイオキシンの分析にはかなり高度な技術を要すると思います。どのようにして信頼性の高いデータを確保していけるのでしょうか。

岡田 一つは、標準的な測定・検査法を示して、それを普及させるという取組をしています。もう一つは、分析技術の向上を図るために、全国の分析機関に共通のサンプルを配布して、分析してもらっています。いま、我々はその取りまとめをしているところですが、その測定結果を集計・評価すると、本来、皆同じ結果が出てくるはずなのが、精度にはらつきが出てくることがあるんですね。ダイオキシン類の測定に使われるピコグラムというのは、一兆分の一グラムという非常に微量な量なのです。

また、ダイオキシン類には多くの同族体があり、同族体ごとに毒性が異なりますので、同族体の濃度を一つ一つ順番に調べていくわけです。同族体ごとに毒性が違うので、毒性が一番強い「2 3 7 8 TCDD (2, 3, 7, 8 テトラクロロジベン

ゾーパラジオキシン)」に置きかえた場合どういう値になるかということで測定していくわけです。

ですから、前処理をして非常に丁寧に手順を踏んでいかなければいけないプロセスがいくつかありまして、そのプロセスと結果と、両方見なければ意味がないんですね。そこで、精度を上げていくために環境測定分析統一精度管理調査というものを充実・強化していきます。

一方で、各分析機関が標準として参照できる環境標準試料を持つていれば、自分たちの測定・検査法とどれぐらいブレがあるかが分かるわけです。ですから、標準試料を供給することによって精度管理を徹底して、信頼性の高いデータを確保しようとしています。

迅速かつ分かりやすい形で 国民の理解を得る

櫻井 環境モニタリング調査は、国と地方公共団体とが連携して効率よく行っていく必要があると思いますけれども、どのような役割分担を考えていらっしゃいますか。

岡田 環境庁では、平成十年年度の補正予算



で、全国約四百地点での大気、降下^{ばいじん}煤塵、水質、土壌などのモニタリング調査を行いました。これは環境庁が直接やっているのですが、場所の選定とかいろいろなことでも地方公共団体の協力をいただいています。

また、十一年度以降についても、全国の代表的な地点でモニタリング調査を続けていくわけですが、そういうときにも地方公共団体に協力をお願いしています。

一方で、地方公共団体自身も、実際にモニタリングをするときには、分析機器の整備が必要だとか、モニタリング自身にも結構お金がかかるものだから、環境庁が分析機器の整備とかモニタリングに必要な経費の補助をします。

櫻井 財政的な支援をされるわけですね。

岡田 それと同時に、技術的な支援についても、環境研修センターで地方公共団体の職員を対象とした、ダイオキシン類測定分析の専門家の養成を目的とした研修を行うなど、地方公共団体を支援していきます。

櫻井 ダイオキシン問題については、マイナス情報やネガティブな側面も含めて、危険性を正確に伝えるリスク・コミュニケーションが大切だと思います。この点につい

ては、どのようにして国民との共通理解を進めていかれるのでしょうか。

岡田 おっしゃるように、ダイオキシン対策というのは、迅速かつ分かりやすい形で国民に公開して、国民の理解を得ることが非常に大事だと思っています。いたずらに怖がるだけでは意味がありませんし、ダイオキシン類というのは、現実に我々の生活スタイルによって相当程度まで減らすことができます。ですから、客観的に事柄を理解して、ダイオキシン類の排出量を減らすために自分たちに何ができるか、どうしたらよいかということ、自分自身で考えていただきたいと思っています。

そのためには、分かりやすい形で国民にいろいろな情報を公開して、理解の補助に努めることが私どもの仕事になるわけです。そこで、例えばパンフレットをつくったり、シンポジウムを開催したり、また、インターネットなどを通じて情報提供をしたりしてきているのですが、引き続き更に努力していきたいと思っています。

櫻井 最後に、基本指針に従って、環境庁ではどのような対策を行っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

岡田 先ほど申し上げたように、環境庁は、厚生省とともに協力して取りまとめた「ダイオキシン対策推進基本指針」に基づいて、関係省庁との連携を常に考えながら対策を進めていくことになりました。

具体的には、まずT D Iの見直しを厚生省と一緒にやっていきます。それができたら、次に環境基準などの策定や検討を行います。二番目に、ダイオキシン類の主たる発生源である廃棄物焼却施設に対する排出抑制対策の徹底を図っていきます。三番目に、これも先ほど申し上げた主たるダイオキシン類の排出量の目録 インベントリの作成を行う。これも急がれているわけですね。四番目に、大気、水質、土壌などの環境媒体とか発生源の実態調査も環境庁が行います。五番目に、ダイオキシン類の暴露実態 要するに、我々人間がどのような状態にさらされているのか、あるいは、環境中の挙動の状況などについて調査研究を行っていきます。

これらは、環境庁だけで行うものもありますが、関係省庁と連携をとりながらやっていくことになりました。

櫻井 どうもありがとうございました。